

# 市民からのお知らせボード利用申請書

令和 年 月 日

苫小牧市長 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

団 体 名

代表者名

電 話

「市民からのお知らせボード」の利用に関する基準を守り、次のとおり申請します。

◎太線内のみご記入ください。

掲 示 内 容			サイズ	A・B
掲示(設置)期間	令和	年 月 日	から	令和 年 月 日まで
掲 示 番 号		備 考		

	課 長	主 査	係	合 議
年 月 日				

## 「市民からのお知らせボード」の利用に関する基準

### ○ 設置の趣旨

市民が無料で気軽にお知らせ等を掲示できる広報手段として、市民からのお知らせボード（以下「お知らせボード」という。）を設置します。

### ○ 設置場所

苫小牧市旭町4丁目5番6号  
苫小牧市役所北庁舎1階

### ○ 利用方法

- 1 市の許可を受けた掲示物に限り掲示できます。お知らせボード利用申請書に記載の上、掲示物を添えて総務部総務課又は総合案内で申請してください。
- 2 掲示物の大きさはA2（594mm×420mm）以内です。多くの方が利用できるよう、可能な限りA3又はA4で作成してください。
- 3 同一内容のもの（同一内容とみなされるもの）は、1枚限りとします。
- 4 掲示物には必ず連絡先を記載してください。

### ○ 主な掲示物の内容

- 1 営利を目的としない個人又は団体（NPO法人、市民活動団体等）からのお知らせ等
- 2 サークルなどの会員募集、行事案内等
- 3 市内に住所のある幼稚園、保育園などの行事予定等
- 4 その他市が許可するもの

### ○ 利用期間

- 1 1回の利用期間は、募集締切日又は行事開催日等までの最長1か月とします。
- 2 同一内容のものを掲示する場合、利用期間最終日の1か月後から、再度利用の申請ができます。

### ○ 利用上の注意

- 1 原則として申込み順になります。
- 2 次の事項に該当する場合は掲示できません。
  - (1) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (2) 虚偽の事項を記載したもの
  - (3) わいせつな事項を記載したもの
  - (4) 人の名誉を棄損し、侮辱するおそれのあるもの
  - (5) 営利を目的とするもの
  - (6) その他公共掲示板としての趣旨に反すると認められるもの
- 3 掲示期間終了後、掲示物は処分します。原則返却できません。